

医療点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数の提示
(2024年1月1日から2024年12月31日の手術名 件数)

(1) 区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
(2) 区分2に分類される手術	
ア 靱帯断裂形成手術等	200
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
(3) 区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0
(4) 区分4に分類される手術	0
(5) その他の区分	
ア 人工関節置換術	12
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0